

周南市保育の実施に関する条例の一部を改正する条例制定について

周南市保育の実施に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月24日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市保育の実施に関する条例の一部を改正する条例

周南市保育の実施に関する条例（平成15年周南市条例第126号）の一部を次のように改正する。

題名中「実施」を「利用」に改める。

第1条中「第24条第1項」を「第24条」に、「実施」を「利用」に改める。

第2条を削る。

第3条の見出し及び同条第1項中「実施申込み」を「利用申込み」に改め、同条第2項中「実施」を「利用」に、「入所を希望する保育所」を「利用を希望する施設」に、「保育所入所申込書」を「利用施設申込書」に改め、同条第3項中「実施」を「利用」に、「勧奨する」を「勧める」に改め、同条を第2条とする。

第4条中「実施申込み」を「利用申込み」に、「保育所」を「施設」に改め、同条を第3条とする。

第5条第1項中「第3条第2項」を「第2条第2項」に、「保育所」を「施設」に、「保育所に入所する」を「施設を利用する」に改め、同条第2項中「実施」を「利用」に、「入所させる」を「利用させる」に改め、同条第3項中「実施」を「利用」に、「入所」を「利用」に改め、同条を第4条とする。

第6条の見出し中「入所」を「利用」に改め、同条第1項中「入所を」を「利用を」に、「入所さす」を「利用さす」に、「保育所」を「施設」に、「実施期間」を「利用期間」に、「保育所入所承諾書」を「利用承諾通知書」に改め、同条第2項中「入所」を「利用」に、「保育所入所不承諾通知書」を「不承諾通知書」に改め、同

条を第5条とする。

第7条の見出し中「退所」を「退園」に改め、同条中「実施期間」を「利用期間」に、「実施理由」を「利用理由」に、「保育所退所届」を「退園届」に改め、同条を第6条とする。

第8条の見出し中「実施解除」を「利用解除」に改め、同条各号列記以外の部分中「実施」を「利用」に改め、同条第1号中「実施理由」を「利用理由」に改め、同条第3号中「入所児童」を「利用児童」に改め、同条を第7条とし、第9条を第8条とし、第10条を第9条とする。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例による改正前の周南市保育の実施に関する条例の規定により市長に提出した保育所入所申込書は、この条例による改正後の周南市保育の実施に関する条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(参 考)

周南市保育の実施に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p data-bbox="226 368 703 400">周南市保育の<u>実施</u>に関する条例</p> <p data-bbox="174 480 277 512">(趣旨)</p> <p data-bbox="125 544 1104 663">第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第24条第1項</u>の規定に基づき、保育の<u>実施</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="174 743 465 775"><u>(保育の実施基準)</u></p> <p data-bbox="125 807 1104 1023">第2条 <u>保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であって、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。</u></p> <p data-bbox="159 1054 1084 1086"><u>(1) 昼間に居宅外で労働することを常態としていること。</u></p> <p data-bbox="159 1118 1104 1198"><u>(2) 昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。</u></p> <p data-bbox="159 1230 913 1262"><u>(3) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。</u></p> <p data-bbox="159 1294 1104 1374"><u>(4) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。</u></p>	<p data-bbox="1227 368 1704 400">周南市保育の<u>利用</u>に関する条例</p> <p data-bbox="1176 480 1279 512">(趣旨)</p> <p data-bbox="1126 544 2105 663">第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第24条</u>の規定に基づき、保育の<u>利用</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

現行	改正案
<p>(5) <u>長期にわたり疾病の状態にあるか、又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。</u></p> <p>(6) <u>震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。</u></p> <p>(7) <u>市長が認める前各号に類する状態にあること。</u></p> <p>(保育の<u>実施</u>申込み)</p> <p><u>第3条</u> 保育の<u>実施</u>申込みは随時とし、一定の期日を定めない。</p> <p>2 保育の<u>実施</u>を希望する保護者は、<u>入所を希望する保育所及びその理由、家庭の状況等を記載した保育所入所申込書</u>（以下「申込書」という。）を市長に提出しなければならない。この場合において、保育所は、保護者の依頼を受けて、申込書の提出を代わって行うことができる。</p> <p>3 市長は、児童の保育を必要とする場合において、前項に規定する申込みがない場合においても、保育の<u>実施</u>を行う必要があると認めるときには、その保護者に対し、保育の<u>実施</u>の申込みを<u>勧奨</u>するものとする。</p> <p>(情報提供)</p> <p><u>第4条</u> 前条第2項に規定する保育の<u>実施</u>申込みに係る<u>保育所</u></p>	<p>(保育の<u>利用</u>申込み)</p> <p><u>第2条</u> 保育の<u>利用</u>申込みは随時とし、一定の期日を定めない。</p> <p>2 保育の<u>利用</u>を希望する保護者は、<u>利用を希望する施設及びその理由、家庭の状況等を記載した利用施設申込書</u>（以下「申込書」という。）を市長に提出しなければならない。この場合において、保育所は、保護者の依頼を受けて、申込書の提出を代わって行うことができる。</p> <p>3 市長は、児童の保育を必要とする場合において、前項に規定する申込みがない場合においても、保育の<u>利用</u>を行う必要があると認めるときには、その保護者に対し、保育の<u>利用</u>の申込みを<u>勧める</u>ものとする。</p> <p>(情報提供)</p> <p><u>第3条</u> 前条第2項に規定する保育の<u>利用</u>申込みに係る<u>施設</u>の</p>

現行	改正案
<p>の選択及び適正な運営の確保に資するため、市長は、<u>保育所</u>の設置者及び運営の状況その他の情報の提供を行うものとする。</p> <p>(選考)</p> <p><u>第5条</u> 市長は、<u>第3条第2項</u>に規定する申込みが一の<u>保育所</u>の定員を超えた場合においては、当該<u>保育所に入所する児童</u>を公正な方法で選考することができる。</p> <p>2 前項の選考については、保育の<u>実施</u>を必要とする度合いの高い児童から優先的に<u>入所させるものとする</u>。</p> <p>3 保育の<u>実施</u>を必要とする度合いによる<u>入所</u>の優先順位は、規則で定める。</p> <p>(<u>入所承諾等</u>)</p> <p><u>第6条</u> <u>入所</u>を適当と認めた児童については、市長は、当該児童を<u>入所さすべき保育所</u>に通知するとともに、保育の<u>実施期間</u>及び保育料の額を定めて児童の保護者に<u>保育所入所承諾書</u>(以下「承諾書」という。)を交付するものとする。</p> <p>2 <u>入所</u>を不適当と認めた児童については、市長は、当該児童の保護者にその理由を記載した<u>保育所入所不承諾通知書</u>を交付するものとする。</p>	<p>の選択及び適正な運営の確保に資するため、市長は、<u>施設</u>の設置者及び運営の状況その他の情報の提供を行うものとする。</p> <p>(選考)</p> <p><u>第4条</u> 市長は、<u>第2条第2項</u>に規定する申込みが一の<u>施設</u>の定員を超えた場合においては、当該<u>施設を利用する児童</u>を公正な方法で選考することができる。</p> <p>2 前項の選考については、保育の<u>利用</u>を必要とする度合いの高い児童から優先的に<u>利用させるものとする</u>。</p> <p>3 保育の<u>利用</u>を必要とする度合いによる<u>利用</u>の優先順位は、規則で定める。</p> <p>(<u>利用承諾等</u>)</p> <p><u>第5条</u> <u>利用</u>を適当と認めた児童については、市長は、当該児童を<u>利用さすべき施設</u>に通知するとともに、保育の<u>利用期間</u>及び保育料の額を定めて児童の保護者に<u>利用承諾通知書</u>(以下「承諾書」という。)を交付するものとする。</p> <p>2 <u>利用</u>を不適当と認めた児童については、市長は、当該児童の保護者にその理由を記載した<u>不承諾通知書</u>を交付するものとする。</p>

現行	改正案
<p>(退所の届出義務)</p> <p>第7条 児童の保護者は、承諾書に記載された保育の<u>実施期間</u>の満了前に、保育の<u>実施理由</u>の消滅、転出、死亡等が生じた場合は、<u>保育所退所届</u>を市長に提出しなければならない。</p>	<p>(退園の届出義務)</p> <p>第6条 児童の保護者は、承諾書に記載された保育の<u>利用期間</u>の満了前に、保育の<u>利用理由</u>の消滅、転出、死亡等が生じた場合は、<u>退園届</u>を市長に提出しなければならない。</p>
<p>(保育の実施解除)</p> <p>第8条 次に掲げる理由が生じた場合は、市長は、当該児童に対する保育の<u>実施</u>を解除するものとする。</p> <p>(1) 保育の<u>実施理由</u>の消滅、転出、死亡等が生じた場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 結核その他永続性の感染症疾患にかかり、他の<u>入所児童</u>に感染するおそれがあると認められる場合</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(保育の利用解除)</p> <p>第7条 次に掲げる理由が生じた場合は、市長は、当該児童に対する保育の<u>利用</u>を解除するものとする。</p> <p>(1) 保育の<u>利用理由</u>の消滅、転出、死亡等が生じた場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 結核その他永続性の感染症疾患にかかり、他の<u>利用児童</u>に感染するおそれがあると認められる場合</p> <p>(4) (略)</p>
<p>(保育料等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(保育料等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p>

現行	改正案
(委任) 第10条 (略)	(委任) 第9条 (略)